改修後のとどろき荘の運営方針について

1 趣旨

平成30年3月のとどろき荘営業再開に当たり、福祉センターと公民館の複合施設としての運営方針を定め、市民サービスの向上につながるような施設運営に努めます。

2 現状

- (1) 休館日
 - ・とどろき荘・・・水曜日、年末年始(臨時開館あり)
 - ・東条公民館・・・月曜日、祝日(月曜日が祝日の場合はその翌日も)及び年末年始 (複合施設としての一体的な運営には、休館日を統一する必要があります。)
- (2) 開館(業務)時間
 - ・とどろき荘・・・8:30~21:00
 - ・とどろき荘(入浴)・・・10:00~21:00
 - ・とどろき荘(貸館)・・・9:00~21:00
 - ・東条公民館(事務)・・・8:30~17:15
 - ・東条公民館(貸館)・・・9:00~22:00

(複合施設としての一体的な運営には、開館時間を統一する必要があります。)

3 改修後の運営方針

改修後の運用については、以下の方針によるものとします。

(1) 休館日

ア 定休日

とどろき荘の曜日別利用者数は、平日のうち、最も利用者が多いのは月曜日(平成27年度実績:月曜日221人/日、他の平日の平均190人/日)となっています。休館日を東条公民館の月曜日に合わせた場合、利用料収入が減少すると見込まれますが、東条公民館については、水曜日の実施事業及び利用団体との調整により、水曜日を休館日とすることは可能です。

東条公民館の休館日を水曜日とすることにより、どの曜日でも市内のいずれかの公 民館が開館していることになり、市民にとっては、予約、料金支払い等が便利になり、 市民サービスは向上します。

このことから、東条公民館、とどろき荘の定休日は水曜日とします。

イ 祝日の取扱い

とどろき荘については、従前どおり祝日は開館とします。

東条公民館については、祝日もとどろき荘施設が開館していることから開館し、通 常業務を行い、市民サービスの向上に努めます。

(2) 開館時間・利用時間等

ア 施設の開館時間

東条公民館の貸館時間 (22:00 まで) を維持することとし、それにより、とどろき 荘施設の開館時間を1時間延長し、8:30 から 22:00 までとします。

イ とどろき荘多目的ホールの使用時間

とどろき荘施設の開館時間を22:00 までとすることで、多目的ホールの使用は22:00 まで可能となります。多目的ホールの使用時間を9:00~22:00 とし、公民館サークル等の利用にも対応します。

ウ とどろき荘の入浴時間

とどろき荘の入浴時間については、20:00~21:00 の入浴者が平均5名程度であり、22:00 まで入浴時間を延長したとしても、浴室の運営コスト以上の利用料収入を得ることができないと見込まれることから、従前どおり10:00~21:00 とします。

エ 東条公民館との連携

東条公民館には、市職員の館長及び職員を置きます。東条公民館の業務時間(8:30~17:15)では、東条公民館職員と指定管理者の職員が協力して、来館者へのサービスを提供します。

17:15~22:00 は、指定管理者の職員のみとなりますが、当該職員が公民館の貸館業務も行うこととします。

(3) とどろき荘の入浴料

浴槽数は減少しますが、入浴料については、入浴者数の目標値(年間70,000人の維持)を設定し、利用料収入を試算した結果、入浴者1人当たりの単価を引下げると、入浴料収入30,000,000円を確保できなくなり、収支の改善に影響を与えると見込まれることから、入浴料は600円(障害者・小学生以下300円)で据え置くこととします。

(4) 多目的ホールの使用料

多目的ホールの使用時間を1時間延長することに伴い、夜間の施設使用料(18:00~21:00 で 15,000 円:1時間換算で5,000 円)を見直す必要がありますが、18:00~22:00 で 20,000 円とすると、短時間の利用者にとっては負担が増えることから、18:00~22:00 の区分においては、「1時間当たり5,000 円」に変更します。

また、午前及び午後の時間帯についても、1時間単位の単価とし、短時間の利用者に 配慮した使用料に見直します。

現行の金額は、午前(9:00~正午で 10,000 円)、午後(13:00~17:00 で 13,000 円)となっており、合算すると 7 時間で 23,000 円、1 時間に換算すると 3,285 円となることから、見直し後の金額は、9:00~18:00 の区分においては、「1 時間当たり 3,300 円」

に変更します。

さらに、パーテーションによる部屋の細分化利用に対応できるよう、間仕切りにより 区分したときは、使用面積割合に相当する額のみの使用料とします。

4 指定管理

上記3の方針により、次の条件で次期指定管理者の公募を行いました。

(1) 指定管理料

平成30年度から平成34年度までの5年間の指定管理料は、7,850万円(1,570万円/年)としました。

(2) 指定管理者への委託範囲

指定管理者に委託する業務範囲は、次のとおりとしました。

- ア 指定管理者は、とどろき荘施設の全部の施設管理及びとどろき荘としての事業運営を行 う。(東条公民館の事業運営は東条公民館が行う。)
- イ 施設の利用料収入は、東条公民館の使用料以外は、全て指定管理者の収入とし、条例及 び規則に基づき、使用許可、減免の決定を行うとともに、とどろき荘施設の会計処理を行 う。(東条公民館の使用料は、市の歳入とする。)
- ウ 指定管理者の職員は、とどろき荘施設の運営を行うとともに、東条公民館以外の市の体 育施設等の鍵の受け渡しを行うほか、当該他の施設の仮予約の受付、使用料の預かり(事 後に東条公民館職員が処理する。)を行う。
- エ 東条デイサービスセンターは、指定管理者が管理するとどろき荘施設の範囲から除く。 ただし、給湯設備等基幹設備は、とどろき荘施設にあることから、これらの基幹設備の維持管理は、指定管理者が行う。
- オ 定休日(祝日と重なる場合)及び年末年始については、指定管理者は、臨時に開館し、 収入確保を行うことができる。(臨時開館日には、東条公民館は業務を行わない。)

(3) 指定管理期間

平成30年3月1日から平成35年3月31日までとしました。